

# 裾野市開発行為に伴う道路整備補助金 概要書

## 1 補助の対象者

宅地分譲を行う事業者です。

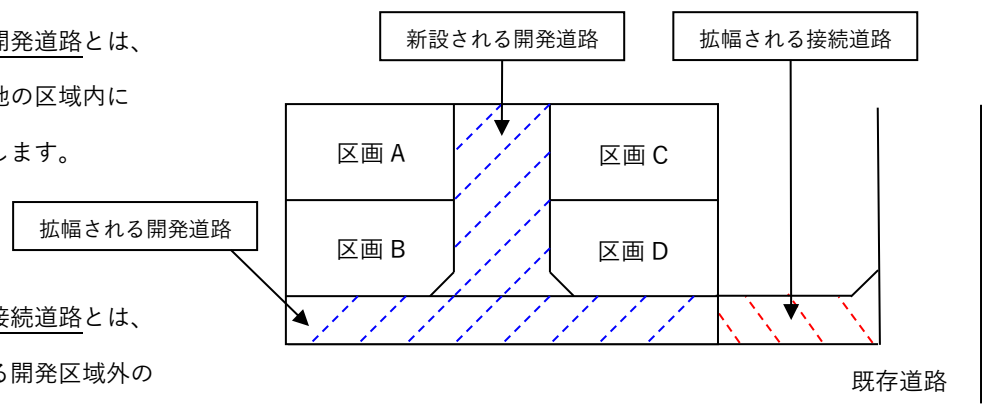
## 2 補助の対象となる事業

- ① 都市計画法第 29 条の規定による開発許可を受けたもの。
- ② 市街化区域内の開発行為であるもの。
- ③ 予定建築物の用途が一戸建て住宅であるもの。

## 3 補助の対象となる道路

- ① 新設又は拡幅される開発道路及び接続道路。
- ② 道路構造について、裾野市道認定基準等に関する要綱第 5 条に適合する道路。
- ③ 裾野市開発行為に伴い設置される公共施設の手続きに関する要綱に適合する道路。

※ この要綱における開発道路とは、  
開発行為をする土地の区域内に  
整備する道路を指します。



※ この要綱における接続道路とは、  
開発道路に接続する開発区域外の  
道路を指します。

## 4 補助金交付の額

予算の範囲内で、新設又は拡幅される開発道路及び接続道路の用地面積に 1 m<sup>2</sup>あたり 7,500 円を乗じた額となります。ただし、1 事業につき上限は 500 万円となります。

## 5 交付までの手続き

- ① 開発許可
- ② 補助金交付申請 【開発許可後 30 日以内】
- ③ 完了実績報告 【開発行為に関する工事完了の検査済証の交付後 30 日以内】
- ④ 補助金の請求 【補助金交付確定後】
- ⑤ 支払い